

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則等において、操舵装置に対して適用すべき要件が規定されている。当該規定に関し、IACS は、ウォータージェット推進装置や旋回式推進装置等の特殊な推進装置に対して適用する際の解釈として IACS 統一解釈 SC242 を規定しており、本会も同統一解釈を既に関連規則に取り入れている。

この程、IACS は特殊な推進装置を 2 以上有する場合に適用すべき要件の見直しを行い、2 以上の推進装置を有する場合であっても、動力装置が故障した際には推進装置を中立位置に調整し固定する、及び主配電盤から 2 組以上の専用の回路によって直接給電する旨等改め、2016 年 4 月に IACS 統一解釈 SC242(Rev.1)として採択した。

このため、IACS 統一解釈 SC242(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ウォータージェット推進装置及び旋回式推進装置の動力装置等の故障時における性能要件を改めた。
- (2) ウォータージェット推進装置及び旋回式推進装置への給電に関する要件を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D1.1.3-1.中 1.1.4, 1.5.1, 1.5.2, 1.6.3, 1.12.1, 附属書 D1.1.3-3.中 1.1.4, 1.4.1, 1.5.1, 1.6.1, 1.13.1